

随意契約理由

令和8年(2026年)6月2日

契約担当課名	住宅課
契約名称	公金収納に係る収納データ作成関連改修業務委託
契約概要	公金収納に係る収納データ作成関連改修業務委託
契約締結日	令和8年6月2日
履行期間	令和8年6月2日から令和9年3月31日まで
契約の相手方	株式会社さくらケーシーエス
契約金額	2,795,100円
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約理由	現在、本市の公金収納に係る収納データ作成業務は株式会社さくらケーシーエスが委託業者として担当しており、同社は既存システムの構成、処理フロー、データ仕様及び関連するインタフェース等を熟知しております。 また、本改修業務は既存システムを前提としたものであり、他事業者が新たに参入した場合、システム内容の把握や設計理解に相当の期間を要するほか、誤解や認識不足による不具合の発生、業務停止等のリスクが高まるおそれがあります。そのため、本業務が収納データの作成処理に関する改修を行うものであり、当該処理は関係システム全体の安定稼働に直結する重要な業務であることから、同社以外の事業者が既存システムとの整合性を確保しつつ、円滑かつ確実に改修を行うことは不可能です。 以上の理由から、本業務を効率的かつ適正に履行できるのは株式会社さくらケーシーエスに限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とするものです。
備考	